

西山建設株式会社

女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく一般行動計画

社員が仕事と家庭を両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和5年7月1日～令和10年6月30日までの5年間

2. 当社の課題

求人募集への女性の応募者がおらず、男性も少ない。
所定外労働が発生している。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：女性の応募者を1人以上に増やす。

〈取組内容〉

- ・令和5年～：学校等のインターンシップを積極的に受け入れる。
就業体験機会の提供により、男女共に応募者を増やし雇用に結びつける。また、女性が活躍できる職場であることを知ってもらう。
(令和5年1月：インターンシップ1名受入)
- ・令和5年7月：子育てを行う労働者が活躍できるよう、子育てと仕事を両立する上でのサポート体制を整える。

目標2：所定外労働削減のための措置の実施。

〈取組内容〉

- ・令和5年7月～：各現場ごとにICT活用や遠隔臨場について検討
- ・令和5年8月～：ICT活用や遠隔臨場の導入準備、開始
- ・令和6年1月～：ICT活用や遠隔臨場導入による所定外労働の削減状況分析
遠隔臨場を行うことにより、業務効率があがり、所定外労働の削減につながる。これにより働き方改革を推進し、目標の達成を目指すこととする。